

# 函館市事業仕分けの概要

平成24年10月13日(土) 第1班

## ■日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・進行役から説明

## ■1-5-1 各種体育施設運営費についての説明

- ・資料に基づき, 生涯学習部スポーツ振興課から説明

## ■1-5-1 各種体育施設運営費についての質疑

(C委員)

各施設一覧にした横長の表を見ますと, 維持管理業務委託について, トイレの清掃委託があるのとそうでない施設があります。新川公園野球場にはトイレがないのでしょうか。

(説明者)

新川公園野球場については, 野球場部分と公園部分とに分かれていて, 野球場部分が私どもの管理する施設となっております。公園部分にはトイレがあり, 公園の管理者でやっていると思います。近くに白滝橋という橋があり, その脇にも公衆トイレがあり, そちらも使われていると聞いています。

(C委員)

根崎公園もトイレがありますが, 公園としての施設ということになりますか。

(説明者)

トイレに関しては公園での施設ということで, 土木部の予算で管理しています。

(C委員)

指定管理にする, しないについて, 事前に質問しましたが, 何でも指定管理にすればいいということではありませんが, 市民目線から, 指定管理制度をどのように理解したらよいかという観点でお聞きしています。もし, ここを指定管理にするのであれ

ば、管理棟が必要になるという議論でした。いろいろ指定管理者の施設がありますが、管理棟があつて、常駐している施設ではないものもあると思う。もう一点、管理棟について言うと、指定管理にするから、管理棟を作ったわけではない。管理棟の話は、指定管理にするかしないかに関わらず、その施設のサービスの関係で出てくるのではないかと思います。指定管理にする場合には、このような施設でなければならないということは、理由、理屈として通らないのではないかと思います。その辺いかがですか。

(説明者)

指定管理に移行する場合には、当然、施設の予約も含めて、個々の施設、例えば、根崎では、4つの施設全てについて管理をお願いすることになります。野球であれば、特に利用が多いのが、朝野球とたそがれ野球、土日は別にすると平日はそのような利用が多く、それ以外の施設についても、競技種目によって、特に使われる場合だとか、そういう管理をしていく中で、ラグビー場であれば、芝生の養生の他に、草の刈り込みなどを考慮して大会日程の予約をとっていくということが出てきますので、ある程度、全てを把握してもらわなければならないと思います。早朝から日没までの管理について、各施設の管理をお願いするとなれば、ある程度、きちんとした施設、管理棟が必要になるかと考えています。

(C委員)

現状の施設を指定管理にするとき、そういうサービス面を充実させる場合は、そういう環境が必要になって、人がいるとなると、コストも高くなるということで、おそらく回答にあったように、市が直営で管理したほうが、コストが低くなるということだと思います。そうしますと、指定管理にすると、むしろコストが高くなることもあるということになるわけで、市民目線からすると、指定管理者制度とは一体何なんだということになります。この点は、指定管理者制度全般に関わる部分になりますが、直営にしても、指定管理者に任せるにしても、経費としてかかるものはかかるわけで、そのうえでさらにサービスを充実させると、そういう管理棟が必要になるということですから、市民にわかりやすく説明するという点で、どのような説明を市が行うか、ご検討いただければと思います。それから、くどいようですが、駐車場など、常駐しないで、指定管理に任せているところもありますよね。施設によっては、管理棟がなくても指定管理もできるのではないのでしょうか。

(説明者)

駐車場であれば、自動料金システムを入れて、トラブルがあれば人を呼んで対応するシステムになっており、無人で管理しているところもあると思います。ある程度、施設の維持管理ということで、巡回ということが必要であれば、常駐が必要。あまり小さければ、効率が悪くなると考えます。根崎公園野球場だとか、ラグビー場だとか、競技団体の協力をいただき、低廉な額で年間の維持管理をお願いしていますので、逆に指定管理になったときには、自分たちの競技の場合は協力できるが、それ以外の競技の場合は、ある程度もらわないとできないということになるのかなと思います。そういう意味で、今の協力いただいている現状の比較的安い維持管理経費の中で、管理していく方が望ましいと思っています。

(D委員)

私から2つ質問したいが、その前に今の質問を詳しくお聞きしたい。例えば、西桔梗野球場は、どこが指定管理者となっていますか。

(説明者)

軟式野球連盟です。

(D委員)

そうですね。市内の野球場は3つ、あわせて4つあるわけですが、これらをまとめて4つを野球場として指定管理することはできないのでしょうか。これらの委託先は軟式野球連盟ですね。

(説明者)

八幡宮外苑野球場については、よく朝野球で比較利用される団体ということで、今年から道南野球協会に変わっています。指定管理者にする場合には、通常の維持管理のほかに、春先に土を入れたり、整地をするとか、全部お願いしていかねばならない。トイレの清掃も含めて、全部そういうのを指定管理者にお願いしていかねばならない。その時点での管理のあり方について、施設が点在していますので、西桔梗野球場の場合は、比較的ナイター設備を設けた中で、外野は芝生化、指定管理者から寄贈いただいて芝生化されていて、手間もかかっている状況の中で、指定管理者が望ましいとは思っていますが、他の施設はなかなかそれだけ手をかけて、予算も厳しい状況の中で、全部含めてというのが望ましいかどうかについては、検討はしていかなければならないと考えています。

(D委員)

指定管理が逆にという話は分かるのですが、例えば、昨年の事業仕分けの中で、都市公園の管理委託があり、それぞれ目的によって微妙に違うのでしょうか、同じなのではないかと。点在しているところを、確か公社だったと思うが管理していたと思う。1か所管理するところを、2つ管理すれば、経費が2倍になるのではなく、もしそれが1.7倍くらいになるのであれば、そういうことも検討していただきたい。

次に私からの質問ですが、八幡宮の野球場は民地を借用しているということで、賃借料が発生しています。これが全体予算の86%くらいを占めています。他の施設は使用料をいただいています、ここは無料で使わせています。事前質問で回答をいただいています、民地を借用していて、その契約が1年ごとであるから、使用料をもらうことができない、という理由がよく理解できないが、どういうことでしょうか。

(説明者)

公の施設の管理に当たって、通常、使用料を取る場合は、条例で定めることになっています。条例で定める要件として、ある程度、安定的な年数が担保されれば、当然、借地でも条例化はできることになっています。現在、単年度契約という形の中で、1年、2年後に土地を返してほしいという申し出があれば、そういう条例化した施設に、そういう話が出てくることも想定されます。これが10年等の長期契約であれば、条例化も可能かと思っているが、現在、単年度契約という中で、毎年賃料も含めて協議し更新してきているところであり、条例化が難しいと考えています。

(D委員)

絶対不可能な話であれば、それ以上議論をしてもしょうがないと思いますが、この条例の別表5の部分で、それぞれ新川公園や根崎公園の使用料が定められていますが、今の話であれば、そこが長期的に使用できるということでなければ定められない。契約しているのは間違いがないが、それも継続して更新する条件で、例えば、条例化できるということであるが、別表5の差し替えをしていけばいいのではないのでしょうか。

(説明者)

今、私どもで管理している新川公園と根崎公園の野球場は、都市公園条例の中で使用料を定めています。八幡宮外苑野球場は、都市公園に該当していない施設なので、単独の条例を作らなければならないことになります。都市公園の中の施設であれば、今言った部分で付け加えれば出来るかもしれませんが、都市公園条例に適用にならない

い八幡宮外苑野球場については、単独の設置条例を作らなければなりません。その設置条例を単独で作る場合には、先ほど言った安定的な年数の担保が必要になると考えています。

(D委員)

そういうことであれば、やめればいいと思う。これだけ、賃借料がかかって、無料で利用させている。利用者の人数を割り返してみればわかると思うが、新川公園はすごく狭いが結構利用されていて、1人当たりの実質コストは1円いくか、いかないかです。ところが、この八幡宮は560円くらいかかっています。この同じ野球場で、この差については、市民としては理解しがたい。根崎公園にしても、実質1人13円くらいです。これは使用料をいただいているからということですが、公共の施設、行政サービスとして、コストがかかるのは当たり前で、無駄にお金が使われているとは思いませんが、全ての市民で考えたときに、利用する人と利用していない人、利用する人からいただく使用料と、利用していない人からいただく税金とで運営されている訳で、市民の負担の公平性を考えると、無料で提供するということについては、ぜひ見直しをしていただきたい。受益者負担は当たり前で、公費負担と受益者負担ということについて、仮に八幡宮が、賃借料込みで約400万円かかるとしても、それが古くから使われていて、地域の方に愛されている施設というのは理解していますので、そこを残すということであれば、ぜひ受益者負担を考えていかないと、公平性に欠けることになると思います。もし、それがどうしても、条例の問題や賃貸契約の問題で無理ということであれば、賃借料を払い続けることについては、しっかりと検討していただきたい。ここだけ突出してコストがかかっていますので。

(説明者)

補足させていただきますが、八幡宮外苑野球場の民地の所有者からは、元々は購入してほしいという要望があって、市の財政状況から購入は難しいと答えている。そうした中で、所有者が希望しているのは、市の方で適当な土地が、学校を廃校した際などに生じた土地を、等価交換してもらえるのが望ましいと。逆に言うと、自分たちの都合で施設を廃止するというのは、市民感情を含めて困るという意向があります。数年前から、土地の等価交換を第一前提ということで相談がきておりまして、そういった意味では、交換して土地を取得するのが望ましく、それによって条例化も可能になります。財産管理部門とも相談しているが、等価的な考え方で適当な土地がない、適

当な土地があっても処分を優先しているなど、まだ実現はしておりません。土地交換ができれば、賃借料も発生しなくなりますし、条例化も可能になるのかなと思いますので、そちらの方にもっていくのが望ましいと考えています。そういうことでご理解いただきたい。

(D委員)

もし、うまくいけば、同じようなコストで運営できると思うので、鋭意検討してもらいたい。もう1つ、使用料の定め方についてお聞きしたい。例えば、テニスコート、青柳市民庭球場は、一般の方1時間あたり150円で定められているのですが、同じ市内で、昭和公園のテニスコートは600円だったと思います。どこがどうこう言っているのではなく、1時間150円という料金が、果たして適正なのかどうかということです。新川公園野球場は、1時間120円となっており、この120円が果たして妥当なのか。どういう根拠で、この料金が定められているのか、教えてください。

(説明者)

もともとは、たぶん他都市の使用料を参考にしながら、市民が使いやすいような料金ということで定めていると考えています。昭和公園が、1時間600円というのは、夜とかですか。

(D委員)

日中です。いずれにしても、150円とか120円が受益者負担という考え方をしたときに、割安な料金で市民に使いやすくという設定はわかりますが、あまりにも今の経済情勢からすると、安すぎないかと思うわけです。この料金の見直しとか改定とかは、どこかでされるものなのでしょうか。

(説明者)

たぶん、使用料等の見直しということになりますと、全庁的ないろいろな使用料があると思いますので、その中で一定の整理をして、見直すべきであれば、見直していくということにはなると思います。個々の施設ごとで判断するのがよいのか、やはり、いろいろな使用料がでてきていますので、その辺は全庁的に、ある程度考え方を整理した中で、見直すべきものは見直すという動きをしていくことが必要だと思いますが、個々の施設はどうかと言われると、今すぐ見直しすると簡単に答えられるかどうか、これを見直すことによって、他はどうなんだという議論がきっと出てくると思いますので、その辺りも整理した中で、考えなければならぬと思います。

(説明者)

テニスコートの場合は、昭和公園もそうですが、砂入り人工芝です。千代台のテニスコートも同じ砂入り人工芝ということで、ある程度、整備するのにコストが高い部分がありますので、金額的にも多少差が出てくるものと思います。青柳はクレイコート、土のコートですので、その辺りで変わってくるのかなと思います。

(D委員)

昭和公園の600円は高いかなと思いますし、逆に青柳の150円は安すぎるかなと思います。この辺の検討、見直しは、ぜひやっていただかないと、その受益者負担をしている以外の方は、税金で賄われているという形になってしまいますので、利用している人数を見ると、どの施設も有効に活用されているとは理解できますが、これ延べ人数ですから、全市民の中でも何人の人がというところがあります。

これに関連して、例えば、青柳の使用料を見ても、減免が適用されて、使用料が発生していないケースが結構あると思います。例えば、市民庭球場条例第8条に、特別な事由があると認めるものについては、使用料を減免する、とありますが、この特別な事由とはどのようなものですか。

(説明者)

現在、減免を行っているものは、市内の中体連の大会などです。渡島の中体連は有料にしています。

(E委員)

D委員と同じ感想ですが、民間からすると、これだけ経費がかかっている施設を無料で貸し出すというのは、多くの市民が納得できないのではないかと思います。利用する施設によって、料金が違うというのは、不公平感があり、納得できないと思います。根崎の体育施設だが、ラグビー場の委託料が突出しています。その使用人数は、野球場の使用人数の方が多いですけれども、ラグビー場の経費が突出しているのは、芝生の管理料がかかる、というのはわかるのですが、ラグビー協会に一括して委託する金額としては、他のものと比べて多いと思いますが、どうでしょうか。

(説明者)

芝生の管理に非常にお金がかかっている状況になっています。例えば、ラグビー場以外であれば、日吉のサッカー場では、クレーのコートと天然芝のコートがあります。そのほかテニスコート5面があり、年間の維持管理について、1,000万円くらいを指定

管理者に支払っている状況です。その半分以上は、天然芝のグラウンドの維持管理にかかっています。土のグラウンドに比べて、芝の場合は、刈り込みだとか、肥料を入れるとか、埋め土を足すとか、土壌の改良とかがあります。当初、平成14年から22年までは、年間の維持管理委託料が209万円くらいでしたが、毎年、ラグビー協会がかなり持ち出しをした中で、ご協力をいただいております。当然、芝生ですから、ある程度年数が経って、土壌がやせてきているということもあり、土壌改良も必要になって、芝の枯れが目立ってきた状況もあり、平成23年から、協会が持ち出した部分も含めて、多少150万円くらいですが、土壌改良も行うということで、年間の維持管理料を平成23年度から増額し、今の365万円という委託料になっています。それまでは向こうに甘えていたと言えおかしいのですが、210万円くらいの委託料だったものを、なかなか協会も負担が厳しいという相談もありましたので、土壌改良なども新たな業務として含めた中で、委託料を増額したところです。

(E委員)

土壌改良は、毎年必要な金額なのでしょうか。

(説明者)

一回にはできていないのが現状です。かなりひどいので、特に悪いところからやってもらっている状況です。今年になって、だいぶ良くなってはきてはいますが、芝生は、手間のかけ方で、良くも悪くもなりますが、なかなか金額をフルに出せない中で、維持管理をやってもらっています。本来であれば、一回、芝を全部取り換えなければならぬのかな、という時期に来ているとも考えています。なかなかそこまでできないので、こういった形で延命してもらっている状況です。

(E委員)

それくらい費用がかかるのであれば、もう少し、使用料を考えた方がよいとか、財源を受益者に払ってもらおうとか、考えてもいいのではないかと感じます。

(説明者)

使用料に関しては、先ほどと同じ考え方になります。実際に動いている計画としては、旧北高校の跡地に多目的グラウンドを整備するというものがありまして、そういった中で、利用料金の設定の見直しの必要があれば、そういうことも含めて考えていかなければならないかなと考えています。新しい施設もできる予定なので、その中で整理していかなければならないと考えています。



(E委員)

一度に150万円のアップというのは、上げすぎだと感じます。ラグビー場の経費については検討していただきたい。また、1,171万円のうち、246万円が西桔梗野球場の電気料ということです。市が管理している施設の決算表に、それが入ってくるのが不釣り合いな感じがします。管理委託の予算の方に入れることは考えているのでしょうか。

(説明者)

西桔梗野球場については、平成21年度に指定管理者の更新の募集をしております、ナイター照明については、平成20年度から稼働しています。指定管理者の募集に当たって、初年度ということもあり、利用実態がどれくらいになるのか、1年だけの実績で指定管理料の電気料を算定することは、不確定要素が多すぎるということで、指定管理料にその部分は含めずに募集をかけました。そのナイター照明に係る電気料については、不確定要素が高いと言うことで、市が負担をするという管理協定を結んで行っています。平成26年度に次の指定管理者の公募をする事になりますが、その時点では、数年間の実績がありますから、指定管理料の中で見込んでいくことができると思っています。たまたま21年度の春に募集をかけた段階で、設置して1年しか実績のないものの電気料の、使われ方の推移がはっきりわからない中で、不確定要素という部分があったものですから、指定管理料に含めずに、逆にこちらの予算で確保したということです。

(E委員)

事情は分かりました。たぶん平成26年度に移行するときには、過去の数字を参考になるのだと思いますが、西桔梗野球場のその設備は、冬は使わないですよ。毎日照明をつけているわけではなく、使う日に使うということですよ。

(説明者)

一番高いのは、電気料もそうですが、高圧の施設なので、基本料金が非常に高いです。冬場だけとめるわけにはいかなく、年間契約になっています。逆に、指定管理期間外の冬場の電気料金が発生します。その部分もあって、当初入れてなかったということもあります。次の時には、ある程度含めて、5年間の委託契約になりますので、冬場の基本料金も見込んだ形で考えていきたい。

(E委員)

平成26年度に移行する時には、電気料を電気会社と交渉するとか、あるいは、そう

ということはないのでしょうか、使っただけ払うとか、その辺も十分検証した中で予算を付けてもらいたい。

(A委員)

各種体育施設は、それぞれ市民のニーズに応じて、大変有効に使われていると思いますが、事業仕分けですので意見を申し上げたい。八幡宮野球場とラグビー場についてです。ラグビー場の360万円の管理委託料の金額が大きいので、適切なのかどうか、懸念するところです。説明については、理解はするが、360万円という金額について気になっています。八幡宮について、回答いただいた文面にもあるのですが、民間施設であって、返還や解除の可能性があるとのこと。役所としては、仮に企業側でこの土地を売って、活用するとなると、単年度契約なので、意見を言えることではないと思うんです。そういう土地を借りて、334万円で、どう契約しようと、どう企業が活用しようと勝手ですが、単年度で売るかもしれない、あるいは活用するかもしれないそういう土地を、財政がひっ迫している函館市で、まだ持ち続ける必要があるのかという感じがしました。八幡宮の賃貸契約はいつからやっているのですか。

(説明者)

この土地は、昭和29年から借りていますが、昭和33年から賃借料を払っています。その当時は個人で、今は法人との契約になっています。

(A委員)

個人・法人など契約の方法については構わないが、どうもこの長い間この賃貸をして把握していなかったのか。その代替コストも後で出てくるが、他の場所に振替できないのか。どうしても財政がひっ迫している状況だと思いますので、単年度契約がやはり気になります。そういう意味で、借りて、必要な360万円の税金を使って、貸してあげるのは、もう長い間使っていますから、そろそろいいのではないかと思います。行政の立場として、市民ニーズに応じて、確かに有効に使われていますが、予算を考えると、どうしても、この意見を、声を大にして申し上げたい。単年度はどうしても気になります。D委員も質問されていたが、今後は廃止してもいいのではないかと、思っています。

(D委員)

行財政改革プランの具体的な取り組み項目に、体育施設は入っていませんが、受益者負担の適正化と新たな財源確保ということが、項目としてあげられています。この

施設自体は、具体的な見直しの項目の中にはないが、この施設の運営費1,000万円が全て公費で賄われるのではなく、ここを利用した方の受益者負担が、市民が納得できる適正なものであるかということについて、この事業仕分けの場だけではなく、これから進めていく行財政改革の中で、合わせて考えてもらいたい。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

各種体育施設運営費では「制度の抜本的な見直し」が4票、判定結果は『制度の抜本的な見直し』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

---

#### ■1-5-2 北海道国民健康保険団体連合会負担金についての説明

---

- ・資料に基づき、市民部国保年金課から説明

---

#### ■1-5-2 北海道国民健康保険団体連合会負担金についての質疑

---

(A委員)

予算の推移を見ていますと、増えています。お金を集金したものは、受益者負担にできないのでしょうか。市の立場としては、法律に基づいてやっていると思いますが、受益者負担として、病院の負担を増やして、市民、国民の負担を減らすことはできないのかなという気がしていますが。質問の内容が間違っているかもしれませんが、どうでしょうか。

(説明者)

国保連合会の事務については、本来、各保険者、各市町村が行うものであり、レセプトで上がってくる医療機関からの請求を審査をして、国保連合会を通じて、それを支払うというものが流れになります。国保連合会は、その業務を、道内全域分を対象

として一手に引き受けることで、省力化なり効率化を図るというものであって、医療費とは別のものです。

(E委員)

まず制度そのものについてお聞きしたい。都道府県ごとに3分の2以上の保険者が加入した場合は、すべての保険者が加入しなければならないと法律で定められているということですが、全国的に見て加入していないところはあるのでしょうか。

(説明者)

47都道府県の全てにおいて加入しています。

(E委員)

都道府県全体では3分の2以上なんだろうけど、市町村によっては非常に少ないところもあるのでしょうか。北海道の場合はどのくらいの数なのでしょうか。

(説明者)

あくまでも加入の単位は、各保険者ですので、道内でいくと、161の全ての保険者が加入しているということになります。

(E委員)

受益者負担という考え方が、あうのかわからないが、941万円の事業費計になっています。受益者から言えば、極端に多いような数字じゃないと思います。これがますます増えるということであれば、一つの市がどうにかできるという問題ではないんでしょうが、ここでいう受益者というのは、使っている本人、医療施設になるかと思いますが、その辺に振り替えていくということが、この金額であれば、法を変えることによって、可能な感じがするように思えます。市町村財政が大変な時に、どうしても負担しなければならない、法で定められているからということはあると思いますが、そうではない方向に行く可能性はないのでしょうか。

(説明者)

国保連合会に対する負担金ですが、国保連合会自体が保険者の連合体であり、それぞれの保険者が審査・支払なり、保険に関わる事務をするのが基本ですが、それを一括して受けて行うことにより、それぞれでの電算システムが不要になるなどの効率化を図っている団体です。そうすることによって、本市の負担が941万円で済んでいるというふうに理解していただければと思います。個々の保険者でやった場合、市の持ち分というのが、自分達でシステムをまかなわなければならなくなり、かなり費用が膨

大になっていきます。23年度において国保の総合システムが稼働しており、これは医療機関から出てくるレセプトが電子化されてきたので、今まで紙媒体であったものが電子媒体での請求となり、そうすることによって電子的な処理が可能になって、各種統計業務もプログラムされて出てくるということで、より付加価値の高まる資料で出てくることになってきています。その辺について、ご理解いただければと思います。

(E委員)

それだけ経費が削減されてきて、941万に下がっているということなのでしょうけど、これは今後増えて行くのでしょうか。

(説明者)

24年度において、一般負担金の見直しをかけています。先ほど申し上げたとおり、積立金で、国保連合会がそれを取り崩しながら、会計をなんとか維持してきました。それ自体が好ましい形ではありませんので、積立金を少なくしていく。積立金にも法人税が課税されるという別要素も出てきていますので、一般負担金を徐々に増やしていく方向ということ聞いています。今後若干ですが、費用負担が増えていくのかなと。その一方では、手数料の見直しも行ってきていますので、総体での金額での見合いになってくると思います。

(E委員)

おおもとが決められているのでしょうかから、限界はあると思いますが、全部の都道府県だとかなり大きな金額になります。国の制度のことなので、大変でしょうけど、市町村が負担しなくてもよいような制度を、国が考えることはないのかなという感想を持ちました。以上です。

(D委員)

質問というよりも、現況と今後の見通しを教えてもらいたい。社会保険の支払基金と国保中央会との統合という話が出ていましたが、具体的には、今どのような形で進んでいるのでしょうか。

(説明者)

最初の段階では、競争することで、手数料等を下げていけないかということでしたが、一度、厚生労働省に提出した資料が、両方のところを横並びに見られる資料ではなかったもので、再度資料の提出を求められていると。今は競争による原理というよりも、審査・支払部門を統合したうえで、一つになれないか、ということになっています。

ただ、社会保険の支払基金は、あくまでも審査・支払の機関であり、国保連合会については、それが大きな業務としてあるのですが、先ほども説明しましたとおり、各保険者に共通する業務を一括で担っていただいております、各保険者の負担も減らしているということがあって、そちらの部分が多いことなので、なかなか統合というのは難しいのかなと。保険者の立場からすると、連合会ではないところでは、なかなか難しいというような意見なり要望なりを出させてもらっています。

(D委員)

もうちょっと時間がかかりそうですね。

(説明者)

そうですね。

(D委員)

この負担金に対する考え方は説明で理解できました。その部分で高い、安いについて言うつもりはありません。北海道国保連に対する保険者、会員としての監視・監督がどこまでできるのかということがわかりませんでした。国がやっていた事業仕分けの中で、国保中央会に対して、かなり辛辣な意見が出ていたのはおわかりだと思うのですが、非常に不明瞭な点多すぎる、民間ではありえない仕事の進め方の2点でした。例えば、システムのリースが随意契約であったり、職員給与等の基準、旅費、宿泊費が過剰ではないか、日帰りになぜできないのかなどのお話も出ていました。資料としていただいた北海道国保連の決算概要をみますと、職員手当・給与に非常に大きな額が出ていますし、会館の維持管理費用が突出して出ています。これは本当に必要なのかと考えてしまいます。北海道知事の認可が必要なものであるということで、そこを信用するしかないのでしょうか、そこについてのメスを入れることが、函館市が会員としてできるものなのか。例えば、総会などで、ここは何に使われているのか、これは少し多すぎませんかなどという場面というのが、あるのかないのか教えていただきたい。

(説明者)

会員としても、総会は年に3～4回、うち定期は2回、臨時で1～2回あるときに、その時に議案が示されます。予算、決算、事業の概要・報告もありますので、その際には、会員として、もの申すことができます。今まで続いてきている中で、目を付けるところとしては、今回のように増額になったものの理由は何かという質疑になるかとは思

います。細かい部分で、なかなかメスをいれるのは難しいかなと思います。

(D委員)

積立金の部分を取り崩していくというやり方が問題視されているということなのですが、当然、収支のバランスをとっていくためには、それぞれの負担金を上げていくしか方法はないと思いますので、その流れは逆らえませんが、それは適正であるのかということが、我々が心配するところであって、その部分のきちんとした監督ということをして市にお願いしたい。細かい内訳を見ていくと、しょうがないというものかもしれませんが、連合会で動いているのは大きなお金なので、それが本当に適切に、我々が払っている負担金の中からいろいろな経費が出ていますので、そこはしっかり見ていただきたいと思います。国保中央会の中では、この人たちは本当に切り詰めという言葉を知らないのではないか、という意見が国の仕分けで出ていたので、この北海道国保連も決してそうではない運営をしていただくように、ぜひ会員としての責務として、それをお願いしたい。

(C委員)

レセプト請求のオンライン化ということで、効率化が図られるということですが、共同事業を連合会でやっていただき、その共同事業がオンライン化されるとすると、普通の感覚でいくと、紙の仕事が減りますから、コスト面の節約、効果が見込まれるとかが期待されます。そのほかサービスの向上というのもあるでしょうが。その辺はどういう見通し、どういう試算なのか。このオンライン化に伴って、このくらいの年数で、このくらいの効果があるとか、そういう試算はあるのでしょうか。

(説明者)

平成23年5月から、レセプトの電子化に伴って、国保の総合システムが本格的に稼働しています。あくまでも国保の総合システムというのは、審査・支払なり、今までやっていたそれぞれ保険者の共同処理の部分でのそれぞれのシステムをつなげるような意味合い、いわゆる共通基盤、道路を走らせるというイメージです。それで、それぞれのアプリケーションをのせることで、いろいろなものが出来ていく。道路を作ったうえで、バスを走らせると、いろいろなものができていくということです。その過渡期の状況ですから、オール北海道、各保険者をネットワークで結んで、それは当然オールジャパンの話でもあるので、国保中央会が今回の国保総合システムを開発していますので、その中で、さまざまなアプリケーションを載せたうえで、その中で付加

価値を高める、医療費分析だとか、そういうものになっていくと思います。見た目が変わってくるのが、レセプトの審査の方法で、今までは単票で縦計横計というものを手作業でやっていたものが、機械で出来る。検索も紙ベースではなく、被保険者の番号でできるとか、何枚か並べて、例えば3か月に1回しかできないような検査が毎月行われ、これは不正ですね、とかのチェックができる。そのような見た目の違いはありますが、本来は、国保総合システムは、もっと大きな視点でのシステムですので、これからだと私どもは承知しています。

(C委員)

サービスの向上という面が強調されており、それは大事な点だと思いますが、一般論としては、事務の合理化ということになります。例えば、一般負担金とネットワーク負担金があり、平成23年度からネットワーク負担金がプラスされるわけですよ。そして、一般負担金は増えている。普通、こっちがプラスされるが、合理化するので、こっちは減るといふ話になるんだろうと思うのですが、その余地はないのか。あるいは検討したけれども、それ以上にサービスの向上ということがあるから、そんなに減らないということなのか。そうした議論がなされているのかということですが。どうでしょうか。

(説明者)

負担金の面だけで言いますと、平成23年度から国保のネットワーク負担金は200万円くらいずつ増えています。その一方で、国保連合会に対する共同電算の手数料というのが、別に発生しています。そちらの方が、単価の見直しでは、国保の総合システムが本格稼働することによって、一定の縮減効果が図られたということで、1,900万円くらい、23年度に比べて削減されています。そういうところでの見直しは行われていません。

(C委員)

先ほど、D委員からも指摘がありましたが、市としてこの負担金が適正に有効に活用されているかどうか見ていかなければならない。必要があれば意見を言わなければならない。例えば、国保連合会の歳出項目の中に、地域医療の推進というのがありますが、地域医療の推進とは、どのレベルのものをやるのか。つまり重複していろいろなことがやられないか。市もやる、連合会もやる、他の行政の括りの中でもあるでしょうし。この中身はなんですか、という形で追求していく必要もあるかと思います。



この地域医療の推進とは、どういうものをやるのでしょうか。いわゆる共同事務ではない事業があるわけですね。そこに本当にムダがないのか。地域医療の推進というものを連合会としてもやる必要があるのだということであれば、それはそうなんだと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

(説明者)

地域医療の推進については、診療施設のお金ということで、予算書にのっていますが、国保で診療所を設けておりまして、そちらの方への協議会の交付金だとかということなんです。

(C委員)

適切な連合会の運営のために、市として頑張ってください。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

北海道国民健康保険団体連合会負担金では「実施内容や手法の改善」が1票、「現行どおり」が3票、判定結果は『現行どおり』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

---

### ■1-5-3 温泉等入浴優待事業費についての説明

---

- ・資料に基づき、恵山支所市民福祉課、椴法華支所市民福祉課、南茅部支所市民福祉課から説明

---

### ■1-5-3 温泉等入浴優待事業費についての質疑

---

(E委員)

まず恵山ですが、この事業はとても意味のあることだと思います。やはり社会が障がいを持っている人や母子家庭の方を支援していくということはとても大切なことだと思います。

いますので、とてもいい事業だと思います。数字を見てアンバランスなのが、利用している人数が29人、それで2万円という費用は分かりますが、少し人件費がかかりすぎているのではないかと思います、いかがですか。

(説明者)

人件費の部分ですが、こちらのデータの入力上、0.1が最低限ですので、実際はそれほどかかっていません。2万円の優待券を作るとき、利用者の申請に対応するときだけです。

(E委員)

もし、ここが0.1より細かい記載があれば、それ以下ということですか。

(説明者)

はい。そうです。

(E委員)

実際に、会計処理はどのように行っているのでしょうか。0.1分の人件費なんですけど、この職員の方はその他いろいろな業務を複数されているということですよ。

(説明者)

市民福祉課の業務は、民生関係、戸籍と福祉といろいろやっており、どのくらい人件費がかかるか積算すれば、1年間でやっている業務をトータルすると、せいぜい1日くらいのものだと思います。

(E委員)

ゼロにするわけにいかないんで、0.1ということでしたけど。

(説明者)

この入力上、最低単位が0.1で、ゼロではないので、0.1と調書として作成しました。人件費的には、せいぜい365日のうちの1日くらいのものだと思います。

(E委員)

それが実態であれば、その金額を入れてもらった方が市民としてわかりやすいと思います。次は榎法華です。私もこの温泉を利用することもあります、地域で果たす役割が大きいと思います。老人の方たちが過ごす場所があまりないような地域ですので、これはぜひ続けて行くことはいいとは思いますが、先ほどおっしゃったように、市の他の地域との地域差が確かにありますよね。函館市内の民間温泉の入浴料というのはだいたい500円くらいですかね。続行するという前提にすると、やはり財源もかなり大

きいものですから、対象を見直すとか、あるいは所得の制限をつけるとか、何か財源をもう少し減らすようなことは考えたことはありますか。

(説明者)

対象年齢を引き下げるとか、所得の制限をつけるというのは、今の段階では考えていません。事務的にも大変な作業になると思っています。ホテル恵風へ温泉入浴優待ということになりますが、実際にはホテル恵風自体は400円です。公設の温泉施設ということで、ホテル恵風と連携して、使用料については300円を支払っているというそういう努力も、財政負担にならないよう努力もしているということも含めた中で、65歳以上というのは、できれば維持したいと考えています。

(A委員)

温泉入浴優待事業費については各支所にあり、合併による事業の継続なんだろうから、内容がとても違います。恵山はかなり違うのが気になります。恵山の場合は、事業費が2万円なので、削りようがないので、そのままだと思いますが、資料要求に対する回答一覧表によると、恵山支所は福祉センター条例は60歳以上の、となっている。他の支所は、高齢者の位置づけ、温泉入浴券については、65歳以上になっています。恵山支所は、60歳以上にも優遇措置をしているということですか。

(説明者)

はい。おっしゃるとおり60歳以上です。合併前は65歳以上でした。60歳にしたのは、市内の老人福祉センターが3か所あり、そこが60歳以上無料ということでしたので、それに合わせて条例改正したところです。

(A委員)

南茅部支所について、資料要求に対する回答一覧の中に、対象年齢の引き下げなどの検討を行ったが、経費的な事を考慮し、現行制度を維持しているとありますが、たくさん経費がかかるということですか

(説明者)

南茅部の60歳から64歳までの人口が約600人います。そうすると、利用率がだいたい70%なので、それをかけますと単純に207万円くらい事業費が膨らむことになります。合併前から65歳以上でやっておりますので、皆さんおっしゃるとおり、合併時に年齢をあわせた方がよいのではという意見もあったんですけども、そういうこともありまして、今は65歳以上でやらせてもらっています。

(A委員)

経費的に1回だけかかることで、後はお金がかからないのではと思います。その対象年齢を引き下げると、他の金額との見合いで、何年かすると元が取れる計算に成り立つのではなかろうかという気がするんですが。

(説明者)

年間12枚の券を発行しており、対象者を増やすと、毎年毎年200万円がかかっていくことになります。毎年同じくらいが60歳に到達していきますので。

(A委員)

南茅部の温泉優待制度は内容が違うから、経費的に725万円ですか。内容が違うので比較にはなりません。同じ支所で計上する予算では特に多い。施設も内容も違いますが、南茅部以外の恵山とか椴法華と比べた場合、金額がとても違う。このままやってもいいのだろうかという疑問になります。

(説明者)

南茅部で金額が多いのは、人口も多いですし、椴法華と比べれば、椴法華は年10回、南茅部は12回となっており、その違いがあります。恵山と比べれば、券の印刷代で2万円かかり、入浴料は、無料の施設のためかかりません。南茅部は入浴料も含んでいるので金額に違いが出ます。

(A委員)

なかなか高齢化とか福祉とかは削るのが難しい部分だとは思いますが、同じ市になって何年も経ちますが、支所で違うのを近づける努力が行政として必要ではないか。一般市民としてはそう思います。

(C委員)

恵風は指定管理者制度を導入されていて、そこに市から、優待券分が支出されるということですか。

(説明者)

そうです。

(C委員)

これは指定管理者制度でなければ、どのようなになりますか。

(説明者)

指定管理者制度導入以前から継続的に実施している事業であり、それによって変わる

ことはありません。

(C委員)

恵山のセンターの場合は、優待券分の料金分はなかったですね。印刷代だけでしたか。料金はどのようになっていますか。

(説明者)

恵山の福祉センターは、入浴料をいただかないという形で事業をやっています。

(説明者)

恵風は市の施設です。恵山の場合は、老人福祉センターということで、条例の中で無料にしています。当地域にそういう施設が無いので、ホテル恵風と連携して、温泉優待券の事業を展開しているということです。

(C委員)

先ほども制度が必要であれば、共通にしていくという指摘が他の委員からもあったかと思いますが、そういう問題意識についてお聞きしました。そのうえで、函館市になったとはいえ、地域特性もあって、それに相応しい公共サービスを展開しているということとは分かります。この3地域についても、特殊性があると思いますが、例えば、現行の制度では、椴法華で対象にしているのは高齢者ですね、南茅部もそうです。そうすると恵山で対象にしている障がい者やひとり親は外れますよね。ただ、そういうものの見直しは、全市的な観点で、必要なかどうなのか、財政的なものがありますが、こういう論点があると思います。もう一つは、こちらの地域では、交通機関があまり充実していません。温泉を楽しむという時に、いろいろ気軽に楽しめないということになります。そのときに、現行の制度で、交通の便の関係で、対象となっている高齢者の中で利用できる人と利用できない人の差が出てくることはないですか。別の制度で、外出支援サービスというのがあったと思います。現行制度で、その地域の中で、公平にこの事業の恩恵を受けられているのか。お聞きしたい。

(説明者)

障がい者と母子家庭に対する入浴優待は、ご指摘のとおり、恵山支所独自のものです。旧市内は老人福祉センターで60歳以上、椴法華支所と南茅部支所は65歳以上で、いずれも高齢者です。障がい者、母子家庭に対する入浴優待というのは、恵山独自のものです。参考までですけど、戸井ウオーターパークでは、1～2級の障害者手帳の交付を受けている人は、通常360円ですが、50円で優待するというものになっています。制度的には市

内でバラバラな部分ではありますが、現在のところ、合併前の旧制度が住民に浸透しているので、それを継続して行っている状況です。高齢者の足についてですが、福祉バスを運行していて、恵山の場合は、火曜日と水曜日の週2回、その福祉バスによって、自分で車を運転しなくても、その温泉施設に行けるような形態をとっています。

(説明者)

楡法華支所ですが、障がい者とか母子にも配慮するのが望ましいですが、当時からあくまで65歳の高齢者という形の中で実施している事業ですので、そのまま継続して、これからの財政状況を勘案する中では、対象を拡大するのは難しいかなと考えています。足の確保ですが、当時は楡法華管内も福祉バスがありました。実際に、足の確保という意味で、送迎もしていましたが、合併と同時にその見直しをしまして、現在はホテル恵風と連携して、午前中のバスの運行をお願いして、利用客の利便性を図っているのが実態です。

(説明者)

南茅部支所管内は、老人福祉バスがありまして、月1回、老人クラブに加入している人を優先して乗せています。保養センター、ひろめ荘も対象となっており、月に2回、無料送迎バスを管内に走らせており、そちらを利用しています。ほかの施設は、券ということで、家族で行く場合が多いです。そうすると家族で行ってもらって、そのときに家族間交流が図られるものと考えています。

(C委員)

わかりました。外から見て、この制度はこういう理由でこうやっている、地域の特性があつて、こういう形でやっているということ、市民にわかりやすく、説明できることが必要だと思います。出来るかどうか分かりませんが、絶えず見直しも考えながら、やっていただきたいと思います。

(D委員)

恵山支所で、資料を見ますと、利用者数がこの3年間で激減していますが、その理由は何ですか。

(説明者)

実は平成23年4月に要綱改正をしています。それまでは、年度当初に12回利用できる入浴優待券を、障がい者、ひとり親家庭の対象者全員に送っていました。22年度ベースでいくと128人に送っています。128人×12回ですので、1,536回ということになります

が、そのうち利用が71人（4.6%）でした。送っていますが、利用が4.6%しかないという状況なので、事業の経費の見直しをかけて、実際に利用する方の申請によって、この利用券を使う人だけ手続きしたら利用できる形に改めています。そういった手続の変更による部分が、一つの原因だと思います。また、地域の高齢化が進んでいますので、65歳以上になれば、障がい者であっても、母子家庭であっても、条例で無料になりますので、そういった形での対象者の減少もあるのではないかと思います。

（D委員）

南茅部支所は、対象年齢を引き下げると経費がかかるという話でした。事前の質問の回答で、どこもアンケートはされていないということでしたが、地域住民の方で、65歳に到達される手前の方の要望はないのでしょうか。

（説明者）

今のような要望は、市内が60歳から老人福祉センターを使えるのになぜ、という疑問がある人もいるようですが、直接我々のほうに、60歳まで広げなさいというのはありません。65歳というのが根付いているのではないかと思います。だから65歳になったら、利用券がいつくるのかというのはよく聞きますが、広げなさいという意見の方はいるんでしょうけど、私たちにはきていません。

（D委員）

次に椋法華支所で同じ話ですが、今65歳からになっていますが、これを60歳にしたときに、コストとしてどのくらい負担が増えるか試算していますか。

（説明者）

していません。

（D委員）。

地域から、住民から、60歳にする要望はありませんか。

（説明者）

南茅部と同じように、そういう声も聞こえてきますが、地域に65歳というのが根付いています。南茅部と違うのは、南茅部は誕生日で出していますが、椋法華は4月1日の基準日で発行しています。4月2日の方は、翌年になってしまうということは、それも根付いた中で理解しているものと認識しています。

（D委員）

椋法華支所と南茅部支所ですが、今、過疎債と補助金が出ていますが、これによって

持ち出しがかからない状況になっていて、この事業がスムーズに運営されている要因にもなっていると思いますが、これは時限的なものではありませんか。

(説明者)

過疎債は、今年の国会で、平成33年まで延長されています。

(D委員)

補助金は。

(説明者)

これは今のところ話がないので、制度が変わらない限り、続くのではないかと思います。

(D委員)

これをいただけている内は、何の問題にもならないのかもしれませんが、打ち切りになりましたという時点で、そっくりそのまま支出しなければならないということになれば、非常に厳しい状況が生まれてくるのかと思いますが、今の話を聞きますと、当面は続きそうなので、今緊急になんとかしなければならないということではないことは理解しました。この事業について、先に恵山支所に考えを聞きたいのですが、職員は入浴券を作るだけで、予算が数万円ということですが、実際に利用される方がこのくらいの数だとすると、実施要綱を変えて、無料にしたらいいのではないかと思うのですが、そういう検討はしていませんか。要は、センター条例で60歳以上は無料ですよというのに対して、障がい者、母子家庭に属するものも無料で利用できるようにしましょうという別の要綱があるということなんですけど、それも入浴券を作らないで、全部要綱で、その障がい者の方、母子家庭に属する方も無料で利用できますよというようにしてしまうという選択肢はないのでしょうか。

(説明者)

現状のところ、月に1回で12回という形にしています。来たときに、この優待券に、利用したときに利用済みのハンを押して、2回使えないような形にしていますので、そのチェックもあります。要綱で無料にして、一切優待券を発行しないということになると、その人がその月に来たのか来ないのかというのが分からなくなりますので、運用上は難しいのかなと思っています。

(D委員)

例えば、ウォーターパークで障害者手帳を見せると50円になるというようなものに準



じたもの、利用する権利があるという形のもので何か証明をすれば、利用できますよというようにする方法というのは、利用者が多ければ、コストが増えて大変かと思いますが、この利用者数を見ていると、そういう対策を考えてもいいのではないかと思います。今のところは、そういう検討はしてはいないのでしょうか。

(説明者)

全市的な視点での今の話ですと、月1回ではなく、利用者が少ないから月何回でも、という話になりますが、合併していますので全市的な視点でみると、こういった形で障がい者とひとり親を対象にしているのは恵山地域だけです。ただ、全市的に老人福祉センターが高齢者60歳以上で、旧市内において障害者とひとり親家庭に一切こうした事業をやっていない状況を鑑みると、ここの部分で恵山地区だから、利用者が少ないから、それを要綱で拡大していくというのは、今のところ考えていません。

(D委員)

行財政改革プランの具体的な取り組み項目の中で、老人福祉センターに指定管理者制度を導入するということが挙げられていますが、函館市で60歳以上に無料化になっている入浴料を有料化することを検討するというのが出ています。仮に、50円なのか100円なのか分かりませんが、函館市が一部受益者に負担してもらうということにもしなければ、先ほどからの説明で何回か話が出ていましたが、旧町村の時代からの制度と言うところがあって、それは函館の話だから、ということで、ここは今までどおりということになるのか、それとも函館市が全体的に見直しをすれば、準じて一緒に見直しをしていくのか、考えでいいのでお聞かせください。

(説明者)

恵山支所では、本事業に関わる直接のアンケートはやっていませんが、恵山福祉センターのアンケート調査はしています。その中では100円でも取った方がいいという意見もあれば、今までどおり無料がいいという意見もあります。恵山の部分に限っていうと、合併の時に、この公設の恵山福祉センターが65歳以上だった条例を、60歳以上、旧市内の老人福祉センターに合わせた経緯を鑑みると、当然、恵山地域独自の事業はありますが、ここの部分について、もし有料化になれば、合わせていく形になるのではないかと思います。

(説明者)

樞法華支所では、そういう温泉宿泊施設は、先ほども申し上げたとおりホテル恵風し

かありません。例えば、旧市内の老人福祉センターを利用するとか、隣の恵山の老人福祉センターを利用するとか、高齢者なので足の確保という大きな課題を抱えます。市内まではバスで2時間かかります。恵山支所の老人福祉センターのある場所までは、交通の便が非常に悪いです。現実的には、椴法華地域内に老人福祉センターが整備されれば、それは可能かと思えます。現段階では、単価の統一は難しいのかなど。どういう形で単価が統一されるか分かりませんが、例えば100円だよ、フリーパスだよ、となったときには財政の負担が増えることが多分に考えられます。契約行為している恵風は、一応営業活動をしていますので、当然、一定程度の額を下回るわけにはいきませんので、そういうことを含めまして、現状維持というのが、一番安い形の中で出来ている福祉サービスなのかなと考えています。

(説明者)

南茅部支所は、老人福祉センターの見直し項目によると思いますが、まず発行枚数を見直したり、例えば、公衆浴場料金の上限に対して100円自分で払って、残りを助成するとかという形になっていくのかなど。いずれにしても、老人福祉センターが変われば、なんらかの措置をとらなければならないかなと思っています。

(D委員)

確かに、こういった高齢者福祉に対する政策は、いろいろな地域でやられていて、事業仕分けによくかけられています。先行してやっているところの結論を見ますと、見直しどころか廃止と出ているところがあります。いろいろな考え方があると思えます。事業の位置づけがどこを目指しているか、あくまで個人のリラクゼーションというものに対する助成を税金でやることなのかなどという考えはあります。ただ、今函館市がやっているこの事業に関しては、かかるコストと受益者のメリットを考えると、私は続けていくべきとは思ってはいますが、これを継続して、全函館市として継続していくことを考えたときに、正直な話、それぞれの支所の間にも、ものすごいハードルというか、垣根があるような感じがします。先ほど南茅部支所で、対象年齢を60歳に下げると200万円かかるかかるといっていましたが、この200万円がかかるというのは、南茅部町でかかるわけではなく、函館市がかかるわけですね。例えば、南茅部地区の63歳の方が、旧函館市内の63歳と何が違うのかというと、同じ函館市民なわけですね。そこに対する政策ということでは、足並みを揃えていこうということに、もっと声をあげて主張するべきではないかと思えます。ここの部分を変えると増えてしまうという話ではなく、函館市全体として

の60歳以上、この条件は65歳以上が変わっていく必要があるとは思いますが、そこについては、地域のみなさんの声を代弁するわけではないですけど、あくまで同じ函館市民だと、同じ函館市なんだと、それで出所は一緒なんだというところを考えると、声を上げていくことは必要なかと思えます。その中で、全市的にこの予算はもう少し削減していくべき、もう少し効率化を見直していくべきという議論をしないと、旧地域ではこうなんだ、こうなんだというところをそれぞれ見て見直しをしようとしても、やはりそれぞれの文化がありますので、難しいということになります。統一化というところが、今の段階ではまだ難しいというのは重々分かりますが、そこに向けた、あるところで行っている事業仕分けの議事録読ませてもらった中では、同じように市町村合併したそれぞれの地域でバラバラにやっているものについて、結論として廃止となっていました。これはその事業をやめろというのではなく、統一化するために、一回全部廃止して、全市として見直しをしてくれということになっていました。でもコストを増やしていくことはできないという今の情勢を考えると、地域、地域の特性というものを活かすのは大事なんですけれども、そこを分離したままでは、全市的な見直しにはつながりません。それぞれ支所の中で、それぞれの地域の声も拾って、函館市として同じ行政区として、いい方向に向かっていくように、取り組みをお願いしたい。

(A委員)

各支所にお聞きしたい。合併した時点と、今の時点で変わった点があれば、具体的に教えてもらいたい。

(説明者)

恵山支所では、合併前と変わったのは、条例を65歳から60歳に変えたことと、23年度に要綱改正して、一律送付していたものを申請主義に変えたというものです。

(説明者)

椴法華支所では、合併以前は福祉バスがありまして、温泉入浴優待の利用者のために時間を設定して、送迎していた経過がありました。合併後においては、福祉バスの見直しを行いまして、ホテル恵風と連携して、足の確保を図っていることが大きく変わったところでは。

(説明者)

南茅部支所では、変わっていません。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

温泉等入浴優待事業費では「制度の抜本的な見直し」が1票、「実施内容や手法の改善」が3票、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

---

#### ■1-5-4 高齢者等在宅生活支援事業費についての説明

---

- ・資料に基づき、保健福祉部高齢福祉課、戸井支所市民福祉課、椴法華支所市民福祉課、南茅部支所市民福祉課から説明

---

#### ■1-5-4 高齢者等在宅生活支援事業費についての質疑

---

(C委員)

保健福祉部とその他の地区のサービスが重複しているのではないかと事前に質問したのですが、回答のとおり外出支援サービスとは重複はないということでしょうか。

(説明者)

保健福祉部で所管している外出支援サービスの対象者は、ストレッチャーを利用する方、あるいは車いすのまま車両に乗り込む方を対象としています。戸井、椴法華の対象者とする高齢者とは違います。

(C委員)

今の条件を満たす方は、逆に対象になるわけですね。

(説明者)

はい、そうです。

(C委員)

その上で、戸井と椴法華は、別の対象者にサービスしているということでよいでしょ

うか。

(説明者)

ストレッチャーや車いすを利用しなければならない高齢者の方は、私ども（保健福祉部）の専用の車両になります。戸井，椴法華では，ストレッチャーや車いす対応の車両ではないので，移送できないということになります。

(C委員)

予算規模が違うのも，その辺が原因なのでしょうか。保健福祉部は137万円くらい，戸井は430万円となっていますが，その辺の違いということでしょうか。

(説明者)

対象になる方が，やはりストレッチャーや車いすを利用される方が少ないということです。

(C委員)

先ほどの説明にもありましたが，椴法華の配食サービスについてです。これは，当初は生活支援ハウス居住者以外にも利用者がいたんですよね。

(説明者)

はい。

(C委員)

でも，現在では生活支援ハウスの居住者17名だけが対象となっているわけですね。最初にこの事業について聞いたときは，むしろ在宅の高齢者にも配送していると思っていました。そうすると，非常に交通費もかかるだろうと思っていました。そうではなくて生活支援ハウスの17名に届けている。間違いがなければ，1食800円ですよ。1日3食。

(説明者)

利用者負担の負担も含めて1食800円です。

(C)

利用者が400円で，市の委託料として400円，それが業者に支払われるということですよ。1日3回で，毎日ということになりますか。

(説明者)

はい。

(C委員)

この生活支援ハウスは，一応，自炊，自活を前提にしているのかなと，実は思ってい

ました。17名は、今入所している人全員ですね。

(説明者)

そうです。

(C委員)

それで自炊、自活できるように施設には台所とかもあるんですよね。ないんですか。

(説明者)

居住施設の中には、簡易な台所はあります。

(C委員)

そうすると選択の余地はあるんですか。自炊、自活しますという人は、このサービスを利用しない生活スタイルはできるんですか。

(説明者)

可能です。あくまでも希望者にとということで、毎年度、年度当初に希望をとりまして、提供しています。

(C委員)

生活支援ハウスで、こういう食事サービスすることは他所にもありまして、ただ1日1,200円とか、1,350円とか。全国的にもあり、ただ1日1食とかという規模で、金額も全然違う。1日3食で、1食800円というのは、食事は大事なものではありませんが、過剰なサービスということはありませんか。

(説明者)

椴法華の生活支援ハウスについて、椴法華高齢者福祉総合センターの中に、生活支援ハウス機能とデイサービスセンター機能が併設しています。デイサービスセンター機能の中に、食事機能がありまして、そこを活用しています。3食を配送している背景としては、平成12年当時に、椴法華村には福祉施設がありませんでしたので、その施設を整備する段階で、生活支援ハウスを含む高齢者生活センターというのも整備したわけです。この背景は、介護保険制度の隙間を埋める意味もありましたし、過疎地域が介護施設のない地域もあるわけです。その中で介護度のついた方、例えば1とか2が付いた方にも対応できる仕組みの施設として、旧椴法華村は、施設整備を進めたわけです。だから、本来の対象者は自立者と要支援者なんですけど、旧椴法華村地域については、自立者から介護度の2が付く人までを対象とした施設入居とし、提供してきたわけです。そういう意味の中で、当初入居された方は、自立よりも介護が必要な方が少し多くて、こういう

配食サービス事業を展開していたという経過があります。現在もそういう方も入っているということで、配食サービス事業をそのまま継続して実施しているという内容です。それとあわせて、対象者が、樞法華地域では少ないわけです。結果的に民間業者はなかなか入ってこれません。例えば、函館には宅配業者がたくさんいますが、実際に声をかけても、採算性の問題、対象人数の問題でなかなか対応できず、難しいということです。当時の流れの中で、デイサービスだけの食事機能だけでは採算性が取れない。居宅という考えで、生活支援ハウスにも提供することについて、配食サービス事業として北海道とも協議した中でスタートしたという背景があります。

(C委員)

当初、利用していた在宅の高齢者が利用しなくなったということですが、この現状の規模で声をかけて、生活支援ハウス以外の高齢者が利用する見込みはありますか。

(説明者)

あると思います。これからは、そういう需要は出てくると思います。

(C委員)

次に、外出支援サービスですが、この外出の中身は通院ですよね。そして、利用計画というのがありまして、2,100人という計画を立てています。計画ということは、目標になるわけですけど、それを達成することを目標にすることがなじむんでしょうか、つまり中身が通院ですから。もし通院以外の元気なお年寄りがどこかに行くというサービスであるなら、評価は違ってくるのかもしれませんが、その通院ということで計画を立てて、どんどん達成しようとしている。考え方について教えてください。

(説明者)

戸井の計画達成率というのは、言葉遣いとしてふさわしくない面がありますが、要は予算積算上、どの程度の利用申し込みがあるだろうかという予算の立て方の考え方から、人数とそれに伴う事業費を見込む関係でそのような言葉遣いになっています。

(D委員)

利用者の基準の中に、おおむね65歳とあるが、この「おおむね」の意味を教えてください。

(説明者)

各事業においておおむね65歳と規定していますが、概ね65歳以上とは、60歳以上65歳未満を含めて考えていて、65歳以上の高齢者でなくても、同様に生活支援が必要である

人がいらっしゃるということで、おおむね65歳という決め方をしています。因みに世界保健機構、WHOでは、65歳以上を高齢者として考えています。また、老人福祉法でも、65歳以上の者を対象とするとしながらも、65歳未満の者であって、特に必要と認められるものを含むという考え方がありまして、必要とされる方には65歳未満であっても、60歳以上であれば、おおむね高齢者という考え方をしながら支援をしていこうということです。

(D委員)

下限は60歳ですか。

(説明者)

はい。下限は60歳です。

(D委員)

これは全てのサービスに言えることだと思います。利用される方は、利用申請をされて、決定された方ということですが、全てが無料サービスになっています。なぜ、無料でなければならないのかが疑問に思います。特に、外出支援サービスについて、駐車料金などについては、利用者の実費負担という地域も他ではあります。函館はなぜそこが全てが無料なのか、非常に疑問に思います。疑問に思う理由のいくつかは、交通費の助成の問題があるのと、次回出てきますが、重度心身障害者のタクシー助成があります。あれも基本料の補助ですよ。それ以外は実費を払ってくださいというものです。このサービスはいいと思うんです、全ての地域で行われているこのサービスについては、続けていくべきだと思うのですが、受益者が応分に負担をしなければならないものの範囲があると思うのですが、全てのサービスが無料になっています。そのあたりの考えを聞きたい。

(説明者)

ご指摘のとおりだと思います。これまでの福祉サービスは、どちらかと言うと古いサービスだと思います。高齢者、障がい者、いわゆる弱者といわれる方へのサービスということで、無料を基本とするという考え方が古くからあったと思います。介護保険サービスは別のサービスですが、それ以外の福祉サービスでも、実は自己負担を求めているものも多くあります。委員ご指摘のとおり、受益者負担という考え方ももちろん考えられると思います。

(D委員)



そこは、今後考えていかなければいけないと思います。高齢者の位置づけも変わってきていますし、先ほども65歳から高齢者という定義の中で、まだまだ元気な方もいる。一律のサービス提供ということではなく、その所得、財産や健康など、その方に応じた、例えば本人の選択制であったり、応分の負担制であったりというところを、こういうところに反映させていかないと、今後は手厚くしていかなければならない分野だと思しますので、一律にすると、とても賄いきれない状況になっていくと思います。ぜひ早い段階で、そういう見直しについてお願いしたい。その延長の話で、配食サービスについてお聞きします。自己負担400円ということですが、現状は、生活支援ハウスに入居する方ですね。生活支援ハウスに入居するのにかかる個人負担は所得に応じて、段階的になっていますよね。利用している十数名の方については、そこに入っている入居費が違うのでしょうか、そこが一番多い人でも、一番少ない人でも、一律同じ400円というようになっています。それに応じて見直しをするという考えはありませんか。

(説明者)

今のところそのような考え方は取り入れていません。基本的には、生活支援ハウスの入居者に関しては、所得によって14段階に分かれており、0円から最高5万円までとなっています。あとは400円の個人負担を払いながら、たぶん、0円の方は年金生活者ですから、最低限の生活の中で、対応していただいているという形になっています。

(D委員)

本来、そこも見直しするべきなのかなと思っています。当初資料を見たとき、本人負担が半分ですから、合わせて1食800円と言うのは、民間から見ると非常に高いと思っています。十数名のために、この部分の費用が600万円から700万円かかっている訳です。いろんな地域的な事情であったり、民間として商売として提供する場合に、たったそれだけのためにというようになると、コストがかかるからというのは当たり前なので、いたし方ないと思いますが、要は負担していただく部分と、公費で賄う部分の線引きをするときに、入居されている人の所得や財産状況は分かりませんが、ある程度余力がある人には、応分の負担を考える必要があると思います。年金しかなくて、それこそ家賃を払ったら生きていけなくなるような人から、400円を取り続けるのも、それは酷な話でしょうし。そこは見直しをするべきなのかなと思っています。

(A委員)

高齢者在宅支援について、保健福祉部で東部地区のサービスがあり、それぞれの支所

でもサービスをしているのは、業務が重複しているような気がします。例えば、ストレッチャー。合併した時点と状況が違いますけど、それでもダブっているように感じますがどうでしょうか。

(説明者)

保健福祉部で所管している外出支援サービスは、元々は、旧函館市内も対象にしていた。全市域を対象とした通院支援のサービスでしたが、旧市内では介護タクシーや福祉タクシーなどのサービスが充実してきたことから、このサービスは民間サービスで十分対応できるだろうということで、旧市内は対象から外して、東部4地域、旧4支所地域だけサービスが不十分なので、東部4地域だけ事業を残したということです。そしてそれを高齢福祉課で所管しているということです。

(A委員)

榎法華では780万円と額が多いのですが、配食サービスは、至れり尽くせりだと思っています。病院に通院する場合も、病院が車を出していますよね。サービスが過剰だという気がしますし、ここまでやる必要性を感じられません。合併の時のサービスを継続しているということでどうこう言えないけれども、サービス過剰だと思います。一人暮らしの人は別ですが、同居している方がいる場合は、所得制限とかを必要があると思います。外出するには家族が出せるようであれば、家族に負担してもらおうようなことを思うのですが、そのまま行くと大変なことになるとは思います。所得制限は考えないのですか。

(説明者)

外出サービスについての所得制限は考えていません。榎法華地区には、公共交通、バスが走っていません。またタクシーもないので、病院に行くのに高齢者は困っているところからスタートしています。若い人は自分で車に乗っていますが、高齢者は自動車も運転しなくなるので、こういう送迎サービスで、病院への通院に対応する制度として行っている事業になります。そこをご理解いただきたい。

(A委員)

函館バスに路線バスとして依頼するのはどうでしょうか。

(説明者)

恵山から国道で榎法華支所まではきます。いわれたように函館バスに榎法華の市街地を走らせてもらえればよいのですが、採算性がとれないため、バスを走らせてくれませ

ん。10月1日からは、恵山と椴法華の路線さえも廃止されています。公共機関の環境が違ふという事情も配慮していただけたらと思います。

(A委員)

函館バスは函館市から補助金をもらっているのに、要請しても函館バスとしては走らないということですか。

(説明者)

市との関係もあるでしょうが、最近は経営も大変ということを知っていますし、採算のとれないところは見直しをかけていくという方針の中で、このような形で動いています。その中で、採算のとれないこういう路線では、なかなか現実味がないと思います。

(F委員)

送迎のことなのですが、これは時間的にはどの時間帯なのでしょう。みなさんを集めて送っているんですね。来て、乗せて、どこどこ病院までということですか。

(説明者)

保健福祉部については、ストレッチャー、車いす対応ということですので、基本的に、多人数は乗れませんので、1人ということになります。予約をしてもらって、本人の必要な医療機関の受診時間帯に合わせて、自宅に迎えに行き送迎するというサービスです。

(F委員)

他の人たちはしていないのですか。ストレッチャーを使う人だけですか。

(説明者)

はい。ストレッチャー、車いすの方のみです。

(説明者)

戸井支所については、車両1台で、8時45分に委託先の社会福祉協議会を出発して、前もって月間スケジュールを作っているのですが、そのスケジュールどおりに利用者を迎えに行き、10時ころに戸井地区から医療機関へお届けします。7～8名を医療機関に送っていきます。そして、一時待機しまして、一番先に下ろしたところから順次迎えに行き、自宅へ送ります。また、午後から戸井地区を回る形で進めております。

(説明者)

椴法華支所については、支所内限定で運行しています。月曜日から金曜日まで、午前1回で、停留所を決め、予約と運行は社会福祉協議会にお願いしています。病院に連れ

て行って、終わるころに送迎するという形で運行しています。

(説明者)

南茅部支所では送迎は行っていません。

(F 委員)

なぜ聞いたかと言いますと、先ほどの2班の事業仕分けで、恵山の保育園の園児の送迎バスのものをやっていたのですが、時間帯によって空いている時間がありました。別の状況とかも把握しているのかなと思ったんです。これだけの事業に、これだけの経費をかけるのではなくて、どこかと一緒にして、それで運営すれば、保育園の送迎バスの時間帯も何時とか空くような状況があったので、そういうのもあるのかなと思いました。それから、A委員が言われたように、食事のサービスですが、変な言い方かもしれませんが、3食までいるのでしょうか。高齢者は、それほどたくさん食べられなくなってきていると思います。400円は結構いい料金です。400円というのは、市民が負担するのが400円ですか。

(説明者)

はい。

(F 委員)

市からでるのも400円ですか。

(説明者)

はい。

(F 委員)

1食800円ですか。3回食べたら2,400円ですか。今はワンコインという500円で食べられる時代なのに、800円と言うのはどういうことなのかということと、3食必要なのかということが私の意見なんですけど。もし、1人で暮らすというのは、食事を作れる人もいるし、作れない人もいると思います。作れる人は1食でもぼけ防止のためにも、作った方がいいのではないかとそんなふうに考えますが、どうでしょうか。

(説明者)

1食当たり800円という額は、今の社会情勢からみると高いということが言えると思います。ただ、対応できる民間業者が地域内に存在すれば、500円とかで提供ができると思いますが、実態として民間業者が存在しないので、自前で食事の提供施設をもち、人員を配置し、材料を仕入れて提供しなければならず、高上がりになります。それで食事

を提供するために、職員を3名配置し、材料についても安い仕入れをしてはいるが、対象者が少なく、どうしても高上がりになってしまっているという実態があります。

(F 委員)

椴法華には、ホテルがありましたよね。

(説明者)

あります。

(F 委員)

そちらではどうなのでしょう。

(説明)

ホテルは、そこまで手が回らない状態です。

(F 委員)

確か、市の施設ですよ。

(説明者)

ホテル恵風は市の施設です。

(F 委員)

あちらで対応してもらえれば、もっと安く提供できるのではないのでしょうか。2食にするという検討とかはしていませんか。

(説明者)

それはこれから考えていかなければならない課題と思っています。

(D 委員)

サービスについては理解しました。予算の件で南茅部支所にお聞きしたいのですが、電話代と電話される方2名の人件費ということでしたが、利用者の増減があります。いただいた資料によると、コール数においては、多いときと少ないときで、倍近く差がありますが、ずっと52万円という委託料になっていますが、この計算の算出根拠について教えてもらいたい。

(説明者)

人件費は1日2,000円で2名で、それをだいたい100日で計算している。聞くと、その日その日にかかる時間が違うということです。2時間のときも3時間のときもある。話をするとどうしても長くなる人もいます。そうすると、予定の数をかけないといけないですから、伸びていきます。その分を見ているかというと、実際はみていない。通話料も

1回3分以内だと、8円なり10円で済むんですけど、長くなる人もいます。その電話は別に引いているのではなく、社会福祉協議会の事務所の中の電話を使っているということもあり、はっきり分からない。通話時間を出すようお願いしたのですが、具体的に出すことはできないと言われました。確かな根拠ははっきりありません。

(D委員)

サービスとしてはいいサービスで、続けていってほしいサービス。かかるものはかかるわけで、逆に採算割れしているのであれば、社協に迷惑がかかることになってしまいます。この利用される方が増えていくのかわかりませんが、その趨勢にあわせた予算の措置は必要と考えるので、しっかりと考えてもらいたい。もう一点ですが、過疎債については、全て同じ目的のものですよね。おそらくこのサービスのなかで、戸井支所で100%出ているので、外出支援についてということによいですか。

(説明者)

外出支援の分です

(D委員)

先ほどの説明にもあったが、この部分は、70%が交付税として戻ってくるという理解でよいのでしょうか。

(説明者)

はい。

(F委員)

ストレッチャーは1人だけ乗せるものでしたか。椴法華から来るときには戸井の方と乗せるのでしょうか。

(説明者)

椴法華は、椴法華地域内のみで完結しています。

(F委員)

旧市内に来るんですよね。

(説明者)

旧市内にはいきません。

(説明者)

戸井の状況について補足します。地域包括支援センターで外出支援の受付をしていますが、ストレッチャーを使いたいという地区の要望が出ていません。直接、民間の業者

の福祉タクシーをお願いしているかもしれませんが、地域包括センターでのストレッチャーの利用について申し込みがないことについて確認しています。

(C委員)

配食サービスは、現行の事業のまま、これ以外に在宅の人を期待するのは難しいと思います。事業者の採算性というのもありましたが、それも必要だと思います。そのときに、今のままでは、ハウスに入っている方にしか使ってもらえないということで、行き場がなくなっているのではないのでしょうか。地域的な課題は理解しますが、工夫していただかなければ、市民目線からみて理解が難しいものになると思います。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

**【各委員からの評価シート提出後】**

高齢者等在宅生活支援事業費では「制度の抜本的な見直し」が2票、「実施内容や手法の改善」が2票、判定結果は『見直しが必要』となりました。

**【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】**

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。